

自衛隊施設の強靱化に向けて

第8回意見交換会

令和5年12月8日
防衛省 整備計画局

1. 設計業務の概要について
 - (1) 業務内容について
 - (2) 標準設計の適用について
2. E C I方式の設計業務の発注について
 - (1) 発注方式等について
 - (2) 共同体（J V）の構成について
 - (3) 技術協力業務との関係について
3. 設計付工事発注方式における設計業務について
 - (1) 発注方式等について
 - (2) 共同企業体（J V）の構成について
4. 官民協力による新たな品質確保体制について
5. 最適化事業の実施体制
6. 最適化事業以外の設計業務等の見通しについて

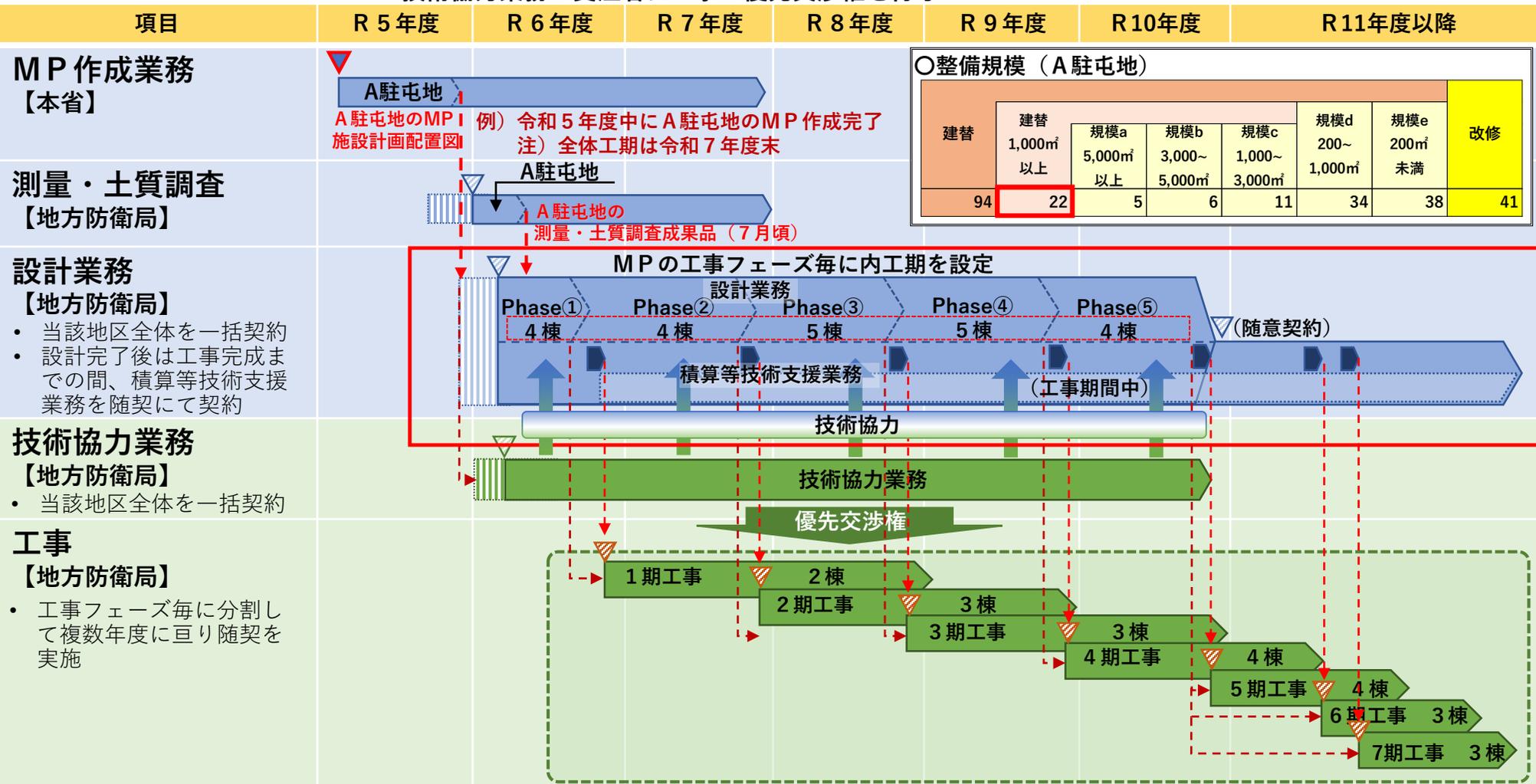
1. 設計業務の概要について
 - (1) 業務内容について
 - (2) 標準設計の適用について
2. E C I方式の設計業務の発注について
 - (1) 発注方式等について
 - (2) 共同体（J V）の構成について
 - (3) 技術協力業務との関係について
3. 設計付工事発注方式における設計業務について
 - (1) 発注方式等について
 - (2) 共同企業体（J V）の構成について
4. 官民協力による新たな品質確保体制について
5. 最適化事業の実施体制
6. 最適化事業以外の設計業務等の見通しについて

1. 設計業務の概要について

(1) 業務内容について スケジュール（ECI方式）

例：A駐屯地

- 令和5年度中にMP完了、令和6年度早期に設計業務を契約、令和6年度中に1期工事を契約（以降、設計が完了したフェーズから段階的に工事契約（随意契約）を実施）
- 技術協力業務の受注者に工事の優先交渉権を付与



▼：MP作成業務契約【本省】

▽：設計業務に対する技術協力業務契約【各地方防衛局】

■：積算等技術支援業務（工事発注時）

▽：測量・土質調査、設計業務契約【各地方防衛局】

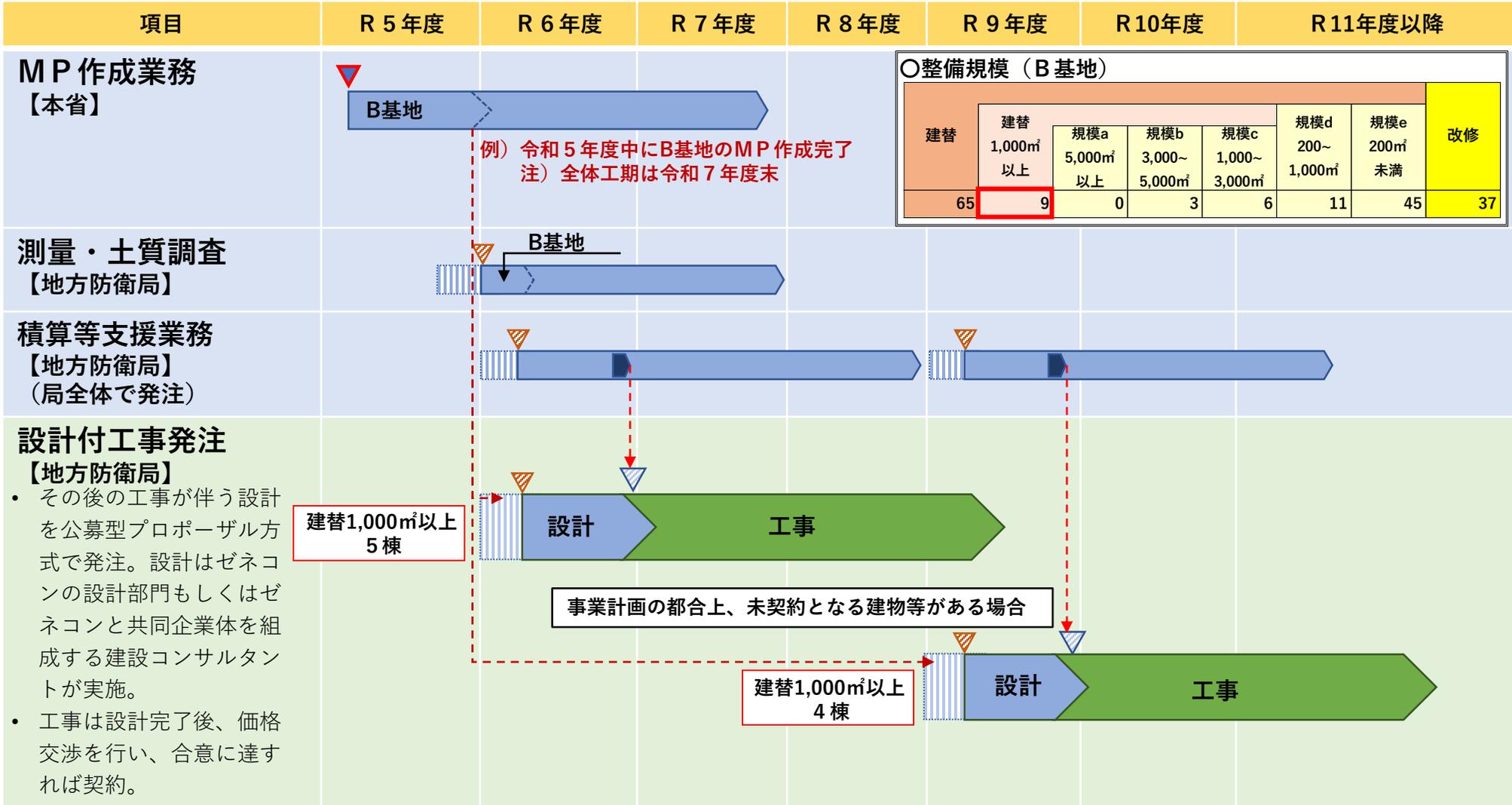
▽：工事契約（随意契約）【各地方防衛局】

(1) 業務内容について

スケジュール（設計付工事）

例：B基地

- 令和5年度中にMP完了、令和6年度早期に設計業務を契約、令和6年度中に工事についても契約
- 設計業務を行った者にその後の工事の優先交渉権を付与
- 事業計画の都合上、未契約となる建物等がある場合は別途契約手続きを実施



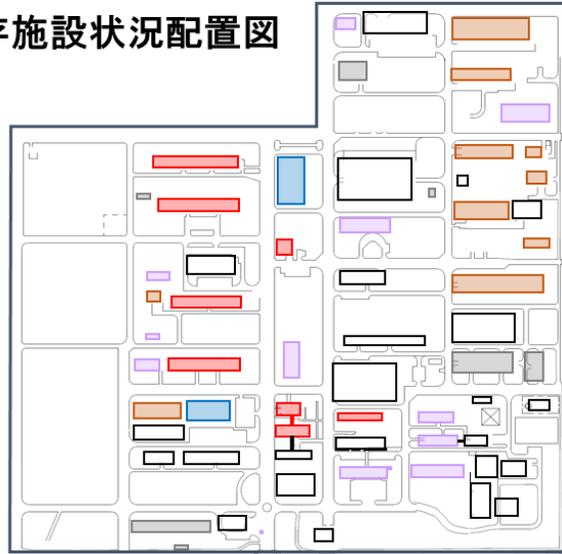
▼ : MP作成業務契約【本省】 ▼ : 測量・土質調査、設計付工事契約【各地方防衛局】 ▼ : 工事契約（随意契約）【各地方防衛局】

■ : 積算等技術支援業務（工事発注時）

(1) 業務内容について

マスタープランの施設配置計画図の成果品 (案)

既存施設状況配置図



施設配置計画図



建物番号	施設名称	施設仕様・規模	整備区分	既存対象施設
T001	隊舎	・ RC-7 ・ 12,166㎡	建替	①'1 S37 RC-3・4,641㎡ ②'23 S48 RC-4・7,524㎡
T002	隊舎	・ RC-7 ・ 13,786㎡	建替	①隊舎'9 S40 RC-3・4,932㎡ ②隊舎'17 S45 RC-2・1,006㎡ ③隊舎'18 S47 RC-3・4,376㎡ ④隊舎'20 S47 RC-2・1,410㎡ ⑤浴場'26 S53 RC-1・1008㎡ ⑥隊舎'33 S58 RC-1・595㎡ ⑦浴場'38 H4 S-1・422㎡
—	仮設隊舎	・ プレハブ 2階建 ・ 12,000㎡	—	
47	隊舎	・ RC-8 ・ 10,240㎡	改修	

(1) 業務内容について

設計業務の主要な内容（総合設計）

①建物設計：建物基本設計・実施設計（建築、電気、機械、通信）※ECI方式・設計付工事共

②建物付帯設計：建物付帯実施設計（電気、機械、通信、土木）※ECI方式・設計付工事共

③基地内幹線ユーティリティ設計：

基地内幹線ユーティリティ実施設計（電気、機械（都市ガス）、通信、土木（給水、雨水、污水））

※ECI方式・設計付工事共

④積算等技術支援業務※ ECI方式のみ：工事発注時は、内訳書の書類や積算根拠資料作成

工事期間中は、工事契約変更に係る図面、内訳書の書類や積算根拠資料作成

①建物設計（建築、電気、機械、通信）	①建物設計（建築、電気、機械、通信） ②建物付帯設計（電気、機械、通信、土木）
基本設計（ECI方式・設計付工事共） <ol style="list-style-type: none">1 設計条件等の整理2 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ3 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ4 基本設計方針の策定5 基本設計図書の作成6 概算工事費の検討7 基本設計内容の建築主（発注者）への説明等8 その他（取得協議用の図面作成）	実施設計（ECI方式・設計付工事共） <ol style="list-style-type: none">1 要求の確認2 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ3 実施設計方針の策定4 実施設計図書の作成（解体を含む。以下同じ）5 概算工事費の検討6 実施設計内容の建築主（発注者）への説明等7 その他（仮設計画、総合施工計画の作成）

(1) 業務内容について

③基地内幹線ユーティリティ実施設計（電気、機械（都市ガス）、通信、土木（給水、雨水、汚水））

（ECI方式・設計付工事共）

- 1 老朽度判定結果の確認
- 2 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- 3 実施設計方針の策定
- 4 実施設計図書の作成
- 5 概算工事費の検討
- 6 実施設計内容の建築主（発注者）への説明等
- 7 その他（仮設計画、総合施工計画の作成）

④積算等技術支援業務（ECI方式のみ）

（工事発注時）

- 1 **発注図面、特記仕様書、発注時内訳数量書の作成**
設計業務の成果品を基に経費計算を行い工事価格を算出など
- 2 **積算に使用する根拠資料等の収集整理**
単価作成に係る見積比較表や代価表の作成など
- 3 **積算に必要なデータの入力**
内訳明細書への単価入力及び経費計算を行い工事価格を算出など
- 4 **その他**
ECI方式の手続きに係る
・ 価格等の交渉における局積算と工事受注者による見積の単価比較表作成等資料作成及び検証
・ 有識者への意見徴収の際に使用する説明資料の作成など

（工事期間中）

- 1 **工事契約変更に係る変更事項の整理**
工事受注者から提出される数量や金額などの現場精査、設計精査などに関する個別精査作業など
- 2 **工事契約変更に係る図面、特記仕様書、数量計算書の作成**
- 3 **積算に使用する根拠資料等の収集整理**
単価作成に係る見積徴収、見積比較表や代価表の作成など
- 4 **積算に必要なデータの入力**
内訳明細書への単価入力及び経費計算
- 5 **その他**
 - ・ 国有財産等目録の作成及び受渡し資料の取り纏め
 - ・ 離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に関する費用等に係る実績の確認

(1) 業務内容について

令和6年度予算政府案の閣議決定後、防衛省HPに公表する情報（案）

駐屯地・基地等	対象施設 棟数の合計※、延床面積の合計※
●●基地	建替施設（建替後の施設） 隊舎、庁舎、格納庫ほか 計 23棟、計約70,000m ² 改修施設 隊舎、庁舎、厚生施設ほか 計 9棟、計約30,000m ²
⋮	⋮

※ 1,000m²未満の小規模な施設は合計に含めていません。

注) 現段階での掲載（案）であり、実際に防衛省HPに掲載する内容と異なる場合があります。

設計業務の業務量について

◆ 基本設計、実施設計（ECI方式・設計付工事共）

建物ごとに建物用途、構造、規模、国土交通省告示98号の建物類型を特記仕様書に記載

例) 隊舎 RC-3 5,000m²、第六号第1類

◆ 積算等技術支援業務（ECI方式）

建物ごとに1職種あたりの技術者の種別、人工数を特記仕様書に記載

例) 隊舎 RC-3 5,000m²の場合

技師（C）延●人工 【建築:●人工、電気通信:●人工、機械:●人工、土木:●人工】

1. 設計業務の概要について
 - (1) 業務内容について
 - (2) 標準設計の適用について
2. E C I方式の設計業務の発注について
 - (1) 発注方式等について
 - (2) 共同体（J V）の構成について
 - (3) 技術協力業務との関係について
3. 設計付工事発注方式における設計業務について
 - (1) 発注方式等について
 - (2) 共同企業体（J V）の構成について
4. 官民協力による新たな品質確保体制について
5. 最適化事業の実施体制
6. 最適化事業以外の設計業務等の見通しについて

1. 設計業務の概要について

(2) 標準設計の適用について

最適化事業での検討・調整事項縮減として、各室サイズ等の標準図を策定中

目的

各室サイズ等を標準化して、設計時の検討・調整事項の縮減を図る。

標準化の対象施設

建物の室数が多く、各部隊ごとの使用方法の差異が小さい、隊舎、隊庁舎、庁舎を対象として作成中。

部分的に事務所系の施設（整備場・格納庫のサイドショップ部分、医務室の事務所部分等）にも使用可能。

標準図の内容

各階平面図、各室詳細図（電気・通信関係を含む）

※ 建物規模は、各室詳細図が含まれる程度（構造形式では分類しない）

各室詳細図の対象

隊舎

居室、管理室、自習室、娯楽室、調理室、便所、洗濯室、洗面所、シャワー室、乾燥室、倉庫、機械室、電気室

庁舎（隊庁舎を含む）

事務室、会議室、倉庫、当直室、給湯室、便所、洗面所、更衣室、機械室、電気室、エレベータ、玄関、保管庫、地図庫、隊舎用の室

最適化事業での検討・調整事項縮減イメージ

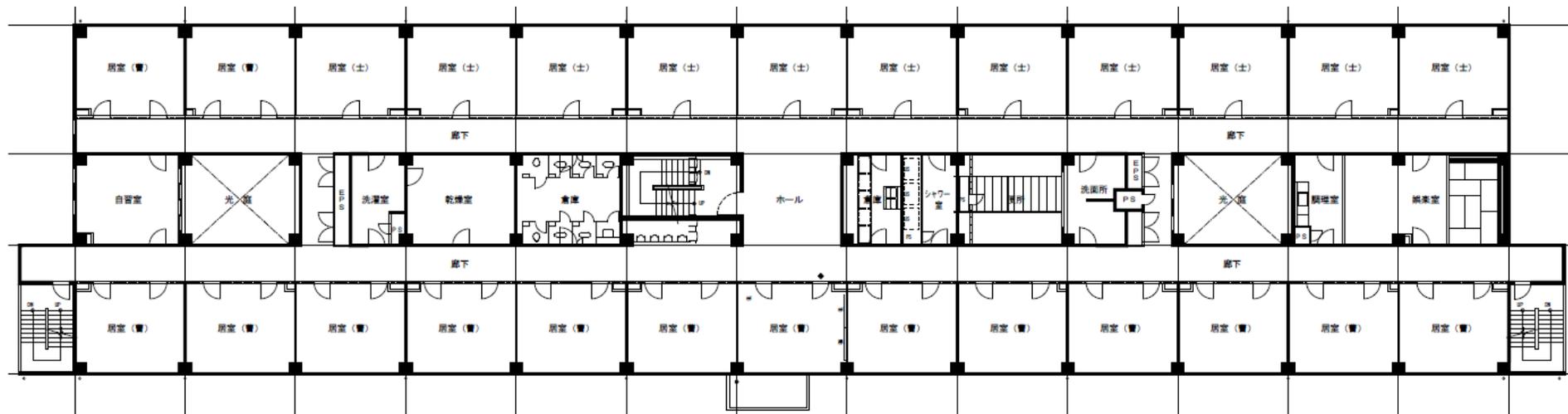
< 検討・調整事項の縮減（イメージ） >

- ・ 要求諸元の標準化・簡素化
- ・ **標準図を活用し、各室サイズ等の標準化**
- ・ 既存施設の建替のため、動線検討不要
- ・ 建替前の既存施設の平面レイアウトを活用、又は内壁を作らず棚等で部屋を区切る
- 等

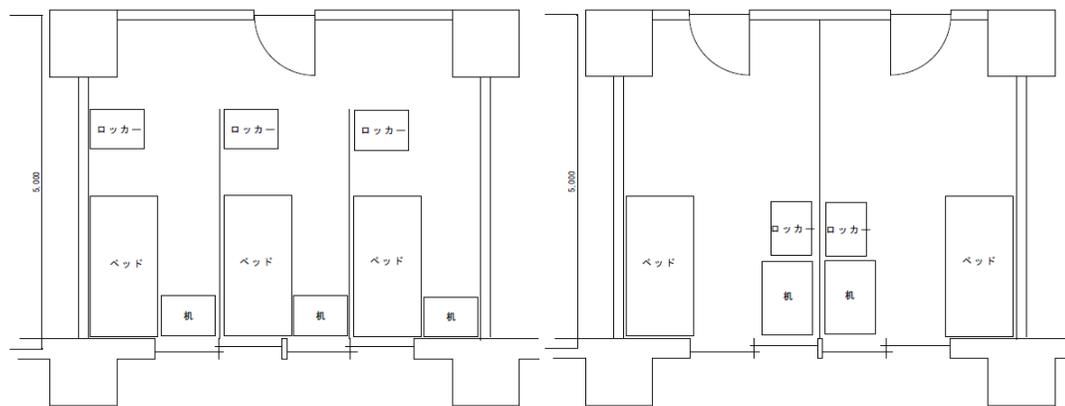
参考：第5回意見交換会資料（抜粋）

(2) 標準設計の適用について

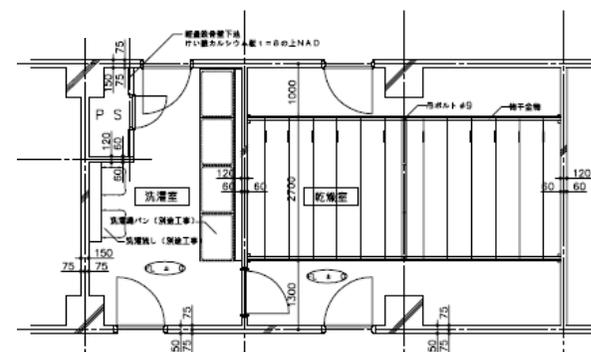
標準図 (案)



各階平面図



居室



洗濯室・乾燥室

各室詳細図

(2) 標準設計の適用について

要求諸元の標準化・簡素化、内壁を作らず棚等で部屋を区切ること

目的

内壁を作らず棚等で部屋を区切ること、各室のフレキシブルな運用が可能となることから、要求諸元の標準化・簡素化が可能となり、設計時の検討・調整事項の縮減を図る。

対象施設

建物の室数が多く、各部隊ごとの使用方法の差異が小さく、プライバシーの配慮が不要となる隊庁舎（隊舎部分を除く）、庁舎を対象として作成中。

部分的に事務所系の施設（整備場・格納庫のサイドショップ部分等）にも使用可能。

内容

内壁を作らず棚等で部屋を区切ることが標準化する。
要求諸元も各自衛隊ごとではなく、統一して簡素化する。

各室詳細図の対象

庁舎（隊庁舎を含む）

事務室、会議室、倉庫、当直室、更衣室、保管庫、地図庫

最適化事業での検討・調整事項縮減イメージ

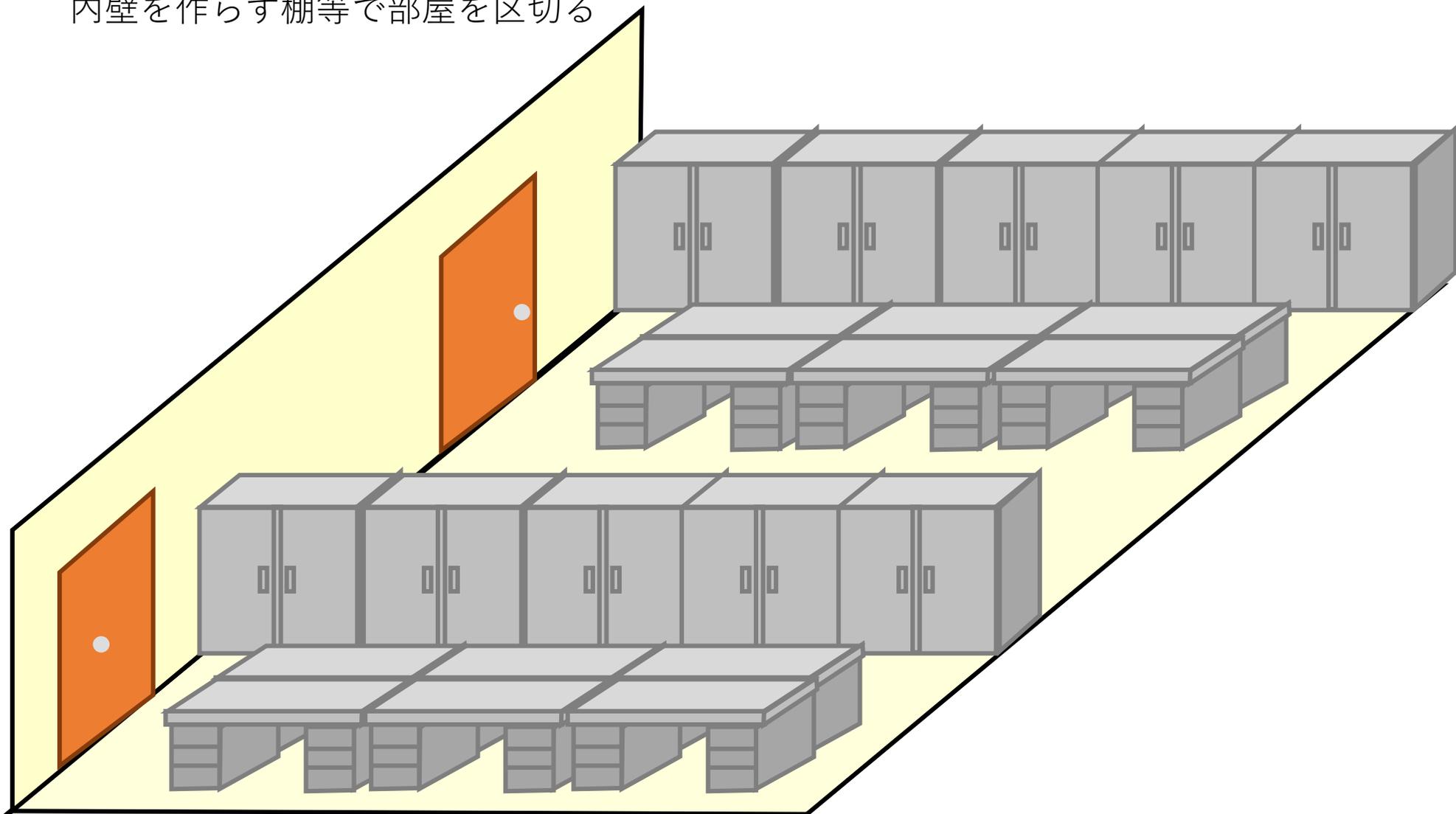
<検討・調整事項の縮減（イメージ）>

- ・ 要求諸元の標準化・簡素化
 - ・ 標準図を活用し、各室サイズ等の標準化
 - ・ 既存施設の建替のため、動線検討不要
 - ・ 建替前の既存施設の平面レイアウトを活用、又は内壁を作らず棚等で部屋を区切る
- 等

参考：第5回意見交換会資料（抜粋）

(2) 標準設計の適用について

内壁を作らず棚等で部屋を区切る



(2) 標準設計の適用について

[対象の既存施設の例]

地区	建替	規模a	規模b	規模c	規模d	規模e		改修	規模a	規模b	規模c	規模d	規模e	
		5,000㎡以上 8,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	200㎡以上 1,000㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	100㎡未満		5,000㎡以上 8,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	200㎡以上 1,000㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	100㎡未満
A 駐屯地	94	5	6	11	34	4	34	41	3	2	2	8	6	20
		・隊舎 5棟	・隊舎 5棟 ・倉庫 1棟	・整備場 3棟 ・体育館 1棟 ・倉庫 2棟 ・庁舎 1棟 ・隊舎 1棟 ・教育施設 2棟 ・プール 1棟	・整備場 6棟 ・倉庫 15棟 ・事務室 4棟 ・外来宿舎 1棟 ・訓練施設 2棟 ・ボイラー室 3棟 ・史料館 3棟	・倉庫 3棟 ・渡廊下 1棟	・倉庫 15棟 ・渡廊下 1棟 ・自転車置場 8棟 ・発電所 1棟 ・ポンプ室 5棟 ・事務室 3棟 ・整備場 1棟		・隊舎 3棟	・隊舎 1棟 ・食厨 1棟	・厚生センター 2棟	・浴場 4棟 ・倉庫 1棟 ・外来宿舎 1棟 ・医務室 1棟 ・整備工場 1棟	・浴場 3棟 ・渡廊下 2棟 ・事務室 1棟	・浴場 1棟 ・渡廊下 8棟 ・事務室 1棟 ・倉庫 7棟 ・ポンプ室 3棟
D 分屯基地	29	0	0	2	6	2	19	5	0	0	0	0	0	5
				・隊庁舎 1棟 ・体育館 1棟	・倉庫 5棟 ・事務室 1棟	・整備場 1棟 ・倉庫 1棟	・倉庫 12棟 ・事務室 3棟 ・ポンプ室 2棟 ・発電機室 1棟 ・便所 1棟							・事務室 2棟 ・倉庫 3棟

- : 隊舎の標準図が使用できる施設
 - : 庁舎（隊庁舎を含む）の標準図が使用できる施設
（整備場・整備工場は、サイドショップ部分）
 - : 既存図面が相当程度参考になる施設
- ※残りの施設は、個別設計

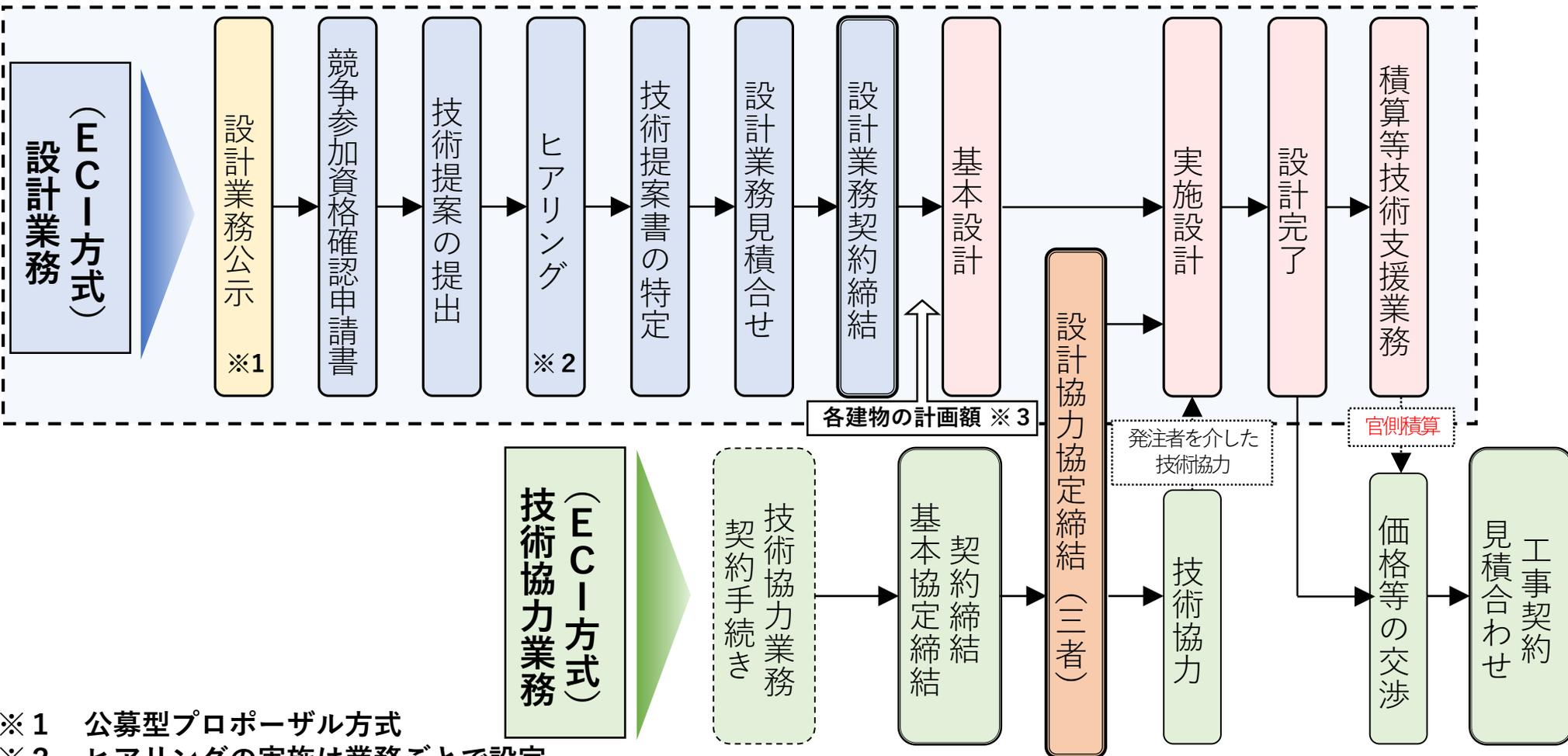
1. 設計業務の概要について
 - (1) 業務内容について
 - (2) 標準設計の適用について
2. **E C I方式の設計業務の発注について**
 - (1) **発注方式等について**
 - (2) 共同体（J V）の構成について
 - (3) 技術協力業務との関係について
3. 設計付工事発注方式における設計業務について
 - (1) 発注方式等について
 - (2) 共同企業体（J V）の構成について
4. 官民協力による新たな品質確保体制について
5. 最適化事業の実施体制
6. 最適化事業以外の設計業務等の見通しについて

2. E C I 方式の設計業務の発注について

(1) 発注方式等について

E C I 方式における設計業務については、公募型プロポーザル方式により、単体の地区又は近接する複数の地区をまとめた総合設計（建築・設備・土木一括）にて発注

① E C I 方式（設計業務）の手続きフロー



※1 公募型プロポーザル方式

※2 ヒアリングの実施は業務ごとに設定

※3 契約締結後に示す各建物の計画額を上限として計画（設計）することを原則とする。

(1) 発注方式等について

②参加資格・実績、配置予定技術者（例）

参加企業

- ・企業の資格： 単体又は共同体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係るA^{※1}の格付けを受けていること。共同体の代表者以外の構成員は、「建築業務」、「土木業務」、「電気業務」、「機械業務」又は「通信業務」のいずれかに係るB以上^{※1}の格付けであること。

※1 工事規模等を踏まえ、工事毎に設定

・企業の実績

▶ 単体又は共同体の代表者

同種業務： 防衛省が発注した、同種業務^{※2}の実績を有する者

類似業務： 国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した、類似業務^{※2}の実績を有する者

▶ 共同体の代表者以外の構成員

同種業務： 国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した、同種業務^{※2}の実績を有する者とする。

類似業務： 業務分担において、下表の施設を担当する場合に限り、国内における類似業務^{※2}の実績を有する者でも可

【施設の参考例】

隊舎	浴場	食厨	厚生施設	体育館
車両整備場	医務室	倉庫	構内道路	外構土木

※2 業務実績については、各局において建物種別、構造、規模等を個々に設定

管理技術者

- ・資格：【例】一級建築士
- ・経 験：同種又は類似業務の経験

【手持ち業務量の緩和】

- ・管理技術者の手持ち業務量の算定方法については、令和3年10月から制限緩和の取組みを実施。
(防衛省HP：[「建設コンサルタント業務における手持ち業務量の制限緩和について」](#)参照)
- ・なお、更なる緩和について現在検討中。

1. 設計業務の概要について
 - (1) 業務内容について
 - (2) 標準設計の適用について
2. **E C I方式の設計業務の発注について**
 - (1) 発注方式等について
 - (2) **共同体（J V）の構成について**
 - (3) 技術協力業務との関係について
3. 設計付工事発注方式における設計業務について
 - (1) 発注方式等について
 - (2) 共同企業体（J V）の構成について
4. 官民協力による新たな品質確保体制について
5. 最適化事業の実施体制
6. 最適化事業以外の設計業務等の見通しについて

2. E C I 方式の設計業務の発注について

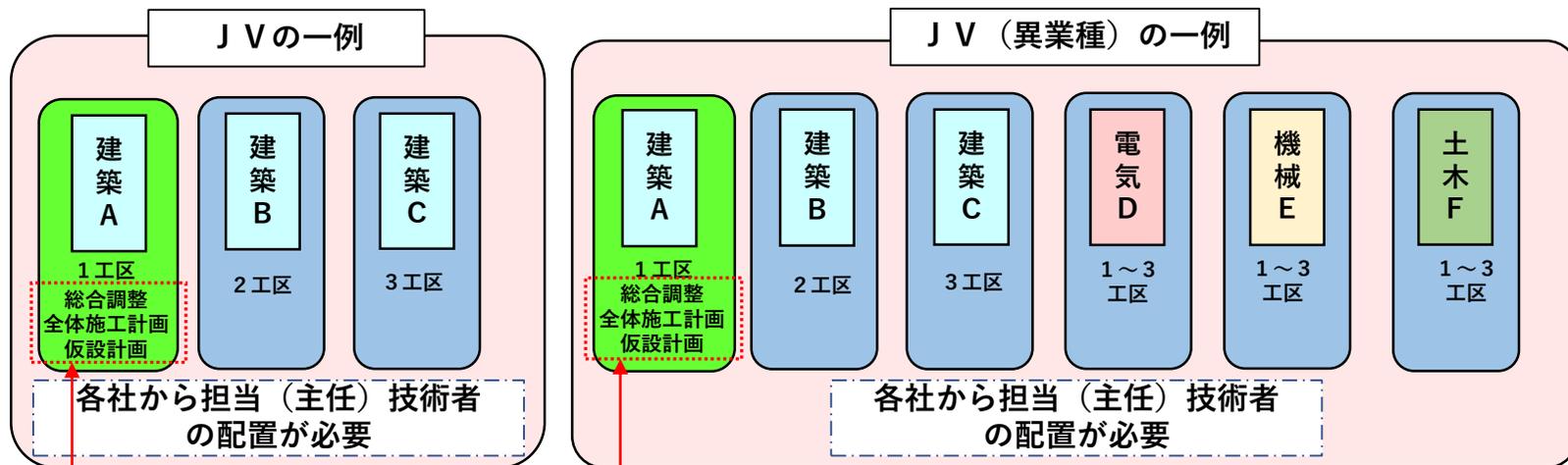
(2) 共同体 (JV) の構成について

① 共同体 (JV) の構成イメージ

建設工事に係る技術業務の共同体については、「建設工事に係る技術業務における共同体の取扱いについて（防整施第6927号。28.3.31）」及び「建設工事に係る技術業務における共同体の取扱いの運用について（防整施第7114号。28.3.31）」において運用を規定

共同体の内容

- ・業務形態：構成員がそれぞれ技術を有する分野を分担※（必要以上に細分化しないものとする。共同体構成員の明確な作業分担ができる業務とする。） ※ 構成数及び出資比率の要件は付さない
- ・共同体協定書に構成員の分担業務の内容を明記
- ・一の分担業務を複数の構成員での共同実施は認めない
- ・異業種区分の組合せも可



業務分担において、技術協力業務からの技術協力を受ける業務内容を明確化すること

担当 (主任) 技術者

共同体で参加する場合、その分担業務ごとに担当 (主任) 技術者を配置 (資格・経験は求めず)

(2) 共同体 (JV) の構成について

② 共同体 (JV) の業務分担 (異業種) イメージ

項目		A社 (建築)	B社 (建築)	C社 (建築)	D社 (電気)	E社 (機械)	F社 (土木)
1 工区	庁舎 A	● 建築設計			● 電気通信設計	● 機械設計	● 付帯土木設計
	庁舎 B	● 建築設計			● 電気通信設計	● 機械設計	● 付帯土木設計
	隊舎	● 建築設計			● 電気通信設計	● 機械設計	● 付帯土木設計
2 工区	厚生施設		● 建築設計		● 電気通信設計	● 機械設計	● 付帯土木設計
	食堂		● 建築設計		● 電気通信設計	● 機械設計	● 付帯土木設計
	体育館		● 建築設計		● 電気通信設計	● 機械設計	● 付帯土木設計
3 工区	整備場 A			● 建築設計	● 電気通信設計	● 機械設計	● 付帯土木設計
	整備場 B			● 建築設計	● 電気通信設計	● 機械設計	● 付帯土木設計
	倉庫			● 建築設計	● 電気通信設計	● 機械設計	● 付帯土木設計
総合調整		●					
全体施工計画		●					
仮設計画		●					

 技術協力業務からの技術協力を受ける業務内容の分担例

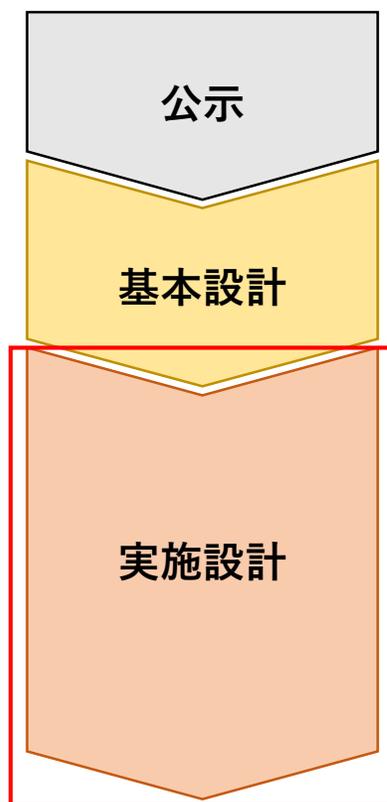
1. 設計業務の概要について
 - (1) 業務内容について
 - (2) 標準設計の適用について
2. **E C I方式の設計業務の発注について**
 - (1) 発注方式等について
 - (2) 共同体（J V）の構成について
 - (3) 技術協力業務との関係について**
3. 設計付工事発注方式における設計業務について
 - (1) 発注方式等について
 - (2) 共同企業体（J V）の構成について
4. 官民協力による新たな品質確保体制について
5. 最適化事業の実施体制
6. 最適化事業以外の設計業務等の見通しについて

2. E C I 方式の設計業務の発注について

(3) 技術協力業務との関係について

① 設計業務と技術協力業務との関係

設計業務のフロー



技術協力の必要性

最適化事業として整備する個別の施設については、その仕様は明らかであるものの、これを集中的に短期間で整備していくためには、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、仮設計画や施工を念頭に置いた技術的な知見・ノウハウを設計に反映することが必要

技術協力のイメージ

- ・ 全体施工計画（工程計画含む）
- ・ 施工工法の検討
- ・ 全体仮設計画

技術協力業務との関係

技術協力業務において求める企業の資格は「**測量・建設コンサルタント等業務の『建築設計』に係るC以上の格付けであること**」とし、設計に対する技術協力の反映は、発注者を介して設計業務において実施

(3) 技術協力業務との関係について

②設計協力協定書（案）

優先交渉権者（施工者）が設計業務に技術協力するにあたり、発注者、設計者及び優先交渉権者の三者にて設計協力協定書を締結

〇〇〇工事に関する設計協力協定書（案）

「〇〇〇工事」に関して、支出負担行為担当官〇〇防衛局長 〇〇〇〇（以下「発注者」という。）、〇〇〇〇（以下「設計者」という。）、及び〇〇〇〇（以下「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり設計協力協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は「〇〇〇工事」において、発注者、設計者及び優先交渉権者が協力して優先交渉権者の施工技術に基づく設計を完了させる上で必要な事項を定めることを目的とする。

（調整・協力）

第2条 本設計の実施に係る発注者、設計者及び優先交渉権者間の調整は、発注者が行う。

2 発注者が行う調整に対し、設計者及び優先交渉権者は、真摯に対応し、協力する。

（有効期限）

第3条 本協定は、本協定の締結の日から設計業務の発注者及び設計実施者が締結している設計業務の委託契約の完了日まで有効とする。

（その他）

第4条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じ発注者、設計者及び優先交渉権者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

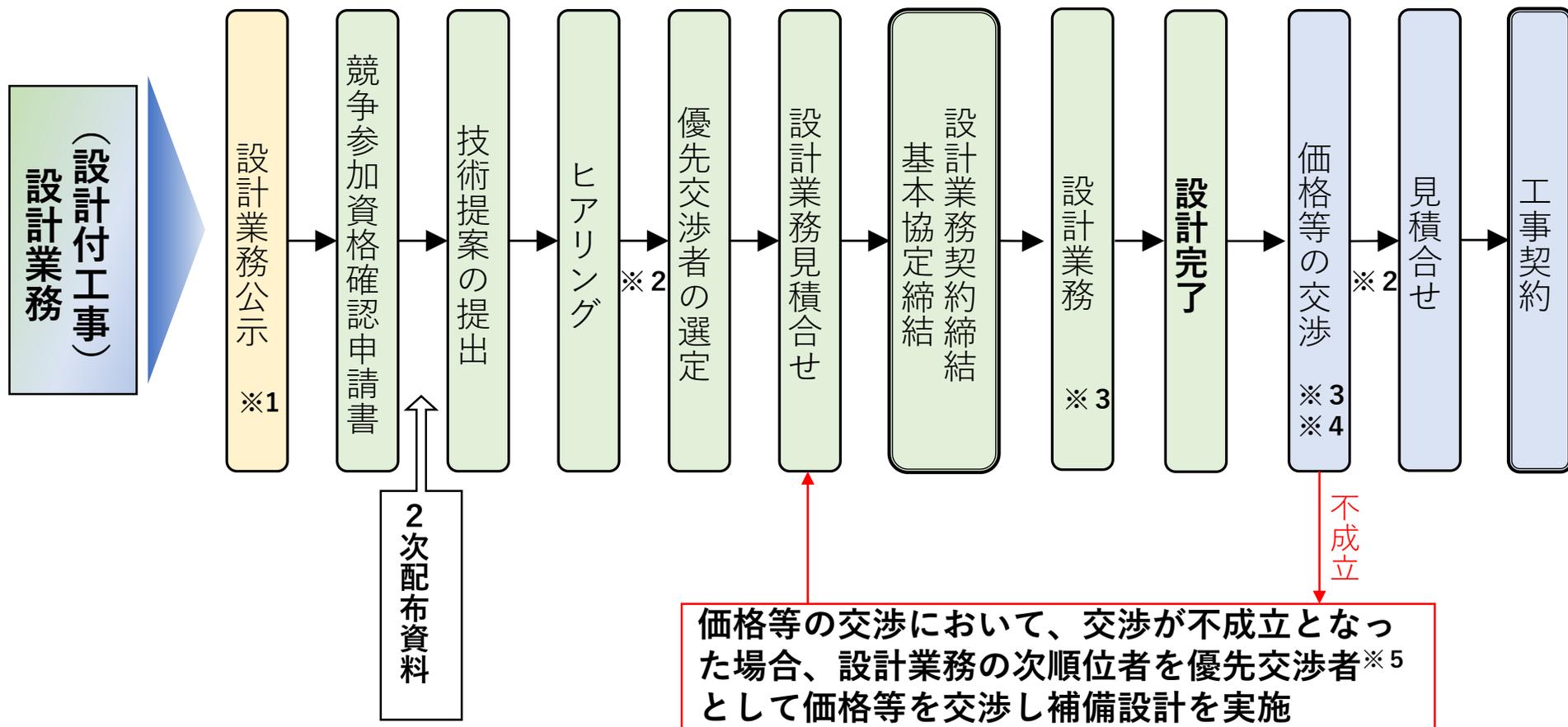
令和〇年〇月〇日

1. 設計業務の概要について
 - (1) 業務内容について
 - (2) 標準設計の適用について
2. E C I方式の設計業務の発注について
 - (1) 発注方式等について
 - (2) 共同体（J V）の構成について
 - (3) 技術協力業務との関係について
3. **設計付工事発注方式における設計業務について**
 - (1) **発注方式等について**
 - (2) 共同企業体（J V）の構成について
4. 官民協力による新たな品質確保体制について
5. 最適化事業の実施体制
6. 最適化事業以外の設計業務等の見通しについて

3. 設計付工事発注方式における設計業務について

(1) 発注方式等について

① 設計付工事の手続きフロー



※1 公募型プロポーザル方式

※2 有識者への意見聴取を原則実施

※3 2次配布資料で示す各建物の計画額を上限として計画（設計）することを原則とする。

※4 設計業務参加者から徴取した見積を参考に、公表された積算基準類等による積上げ額をもって、競争性、価格の妥当性を担保した価格交渉

※5 優先交渉者は、※4で見積を提出した者のうち、技術評価点の高い者を次順位者とする。

(1) 発注方式等について

②参加資格・実績、配置予定技術者（例）

参加企業

- ・企業の資格： 単体又は共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事〇〇点以上」であること。共同企業体の代表者以外の構成員①は、「建築一式工事〇〇点以上」、「土木一式工事〇〇点以上」、「電気工事〇〇点以上」、「管工事〇〇点以上」又は「電気通信工事〇〇点以上」のいずれかであること。また、構成員②は、地元企業（工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業）であって、「建築一式工事〇〇点以上」、「土木一式工事〇〇点以上」、「電気工事〇〇点以上」、「管工事〇〇点以上」又は「電気通信工事〇〇点以上」のいずれかであること。

単体又は共同企業体の構成員のいずれかが測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係るA※¹の格付けを受けていること。

共同企業体の構成員のいずれも測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係るA※¹の格付を有していない場合には、この格付を有した者（設計コンサル）を構成員に加えること。

・企業の実績：

➢ 単体又は共同企業体の構成員

国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した同種工事の実績

➢ 設計業務従事者

国内における同種業務※²の実績を有すること。ただし、設計コンサルタントを構成員として加える場合にあっては、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した同種業務の実績を有すること。

※² 類似業務の要件は設定しない。業務実績については、各局において建物種別、構造、規模等を個々に設定。

※¹ 工事規模等を踏まえ、工事毎に設定

設計業務の管理技術者

- ・資格：【例】一級建築士
- ・経 験：同種業務の経験（共同企業体の構成員に設計コンサルを加える場合に限る）
- ・配置期間：当該設計業務の履行期間

工事の監理技術者

- ・資格：【例】一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有する者
- ・経 験：同種工事の経験（民間の経験も可）
- ・専任期間：工事工期（個別に専任期間を明示している場合は除く）

管理技術者と監理
技術者との兼任可

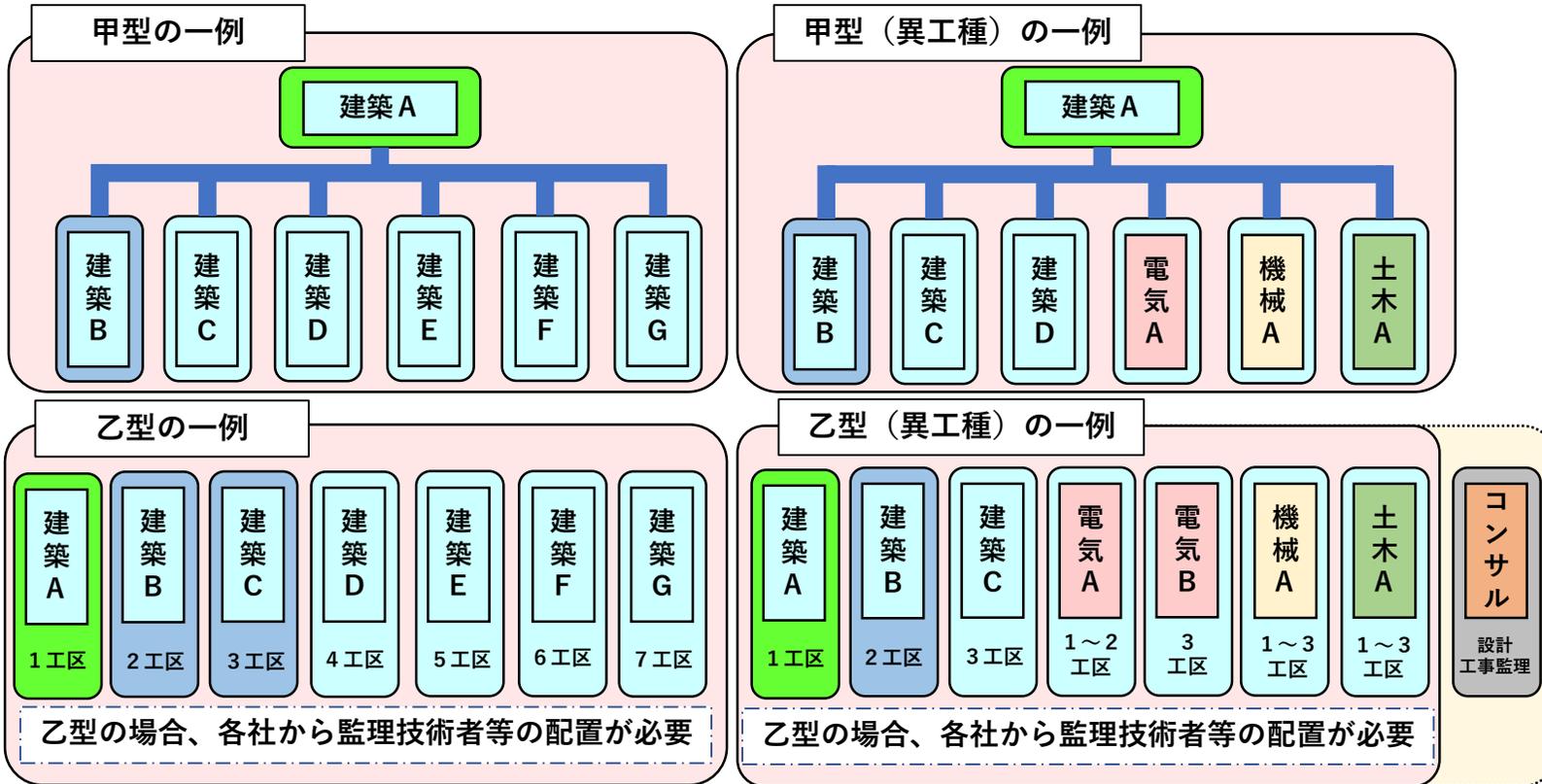
1. 設計業務の概要について
 - (1) 業務内容について
 - (2) 標準設計の適用について
2. E C I方式の設計業務の発注について
 - (1) 発注方式等について
 - (2) 共同体（J V）の構成について
 - (3) 技術協力業務との関係について
3. **設計付工事発注方式における設計業務について**
 - (1) 発注方式等について
 - (2) **共同企業体（J V）の構成について**
4. 官民協力による新たな品質確保体制について
5. 最適化事業の実施体制
6. 最適化事業以外の設計業務等の見通しについて

3. 設計付工事発注方式における設計業務について

(2) 共同企業体 (JV) の構成について

① 設計付工事における共同企業体の考え方

- 共同企業体の区分 (甲型、乙型の別) は、受注者が任意に設定。ただし、甲型の場合、構成員の出資比率は均等割の10分の6以上
- 乙型の場合には分担施工の内容について、均等割の10分の6以上を目安とした施工内容を設定
- 構成員①、②には異工種が入ることも可



出資比率の考え方 (甲型の一例)

- 建築A : 40% 代表者
- 建築B : 15% 構成員①
- 建築C : 9% 構成員②
- 建築D : 9% 構成員②
- 建築E : 9% 構成員②
- 建築F : 9% 構成員②
- 建築G : 9% 構成員②

全ての構成員の出資比率は、1社あたり均等割の10分の6以上で算出 (合計45%)

凡例：
代表者
構成員①
構成員②

コンサルタントを構成員に含む場合の役割分担

	ゼネコン	コンサル
設計段階	施工計画、仮設計画	設計
工事段階	施工	建築士法に基づく工事監理

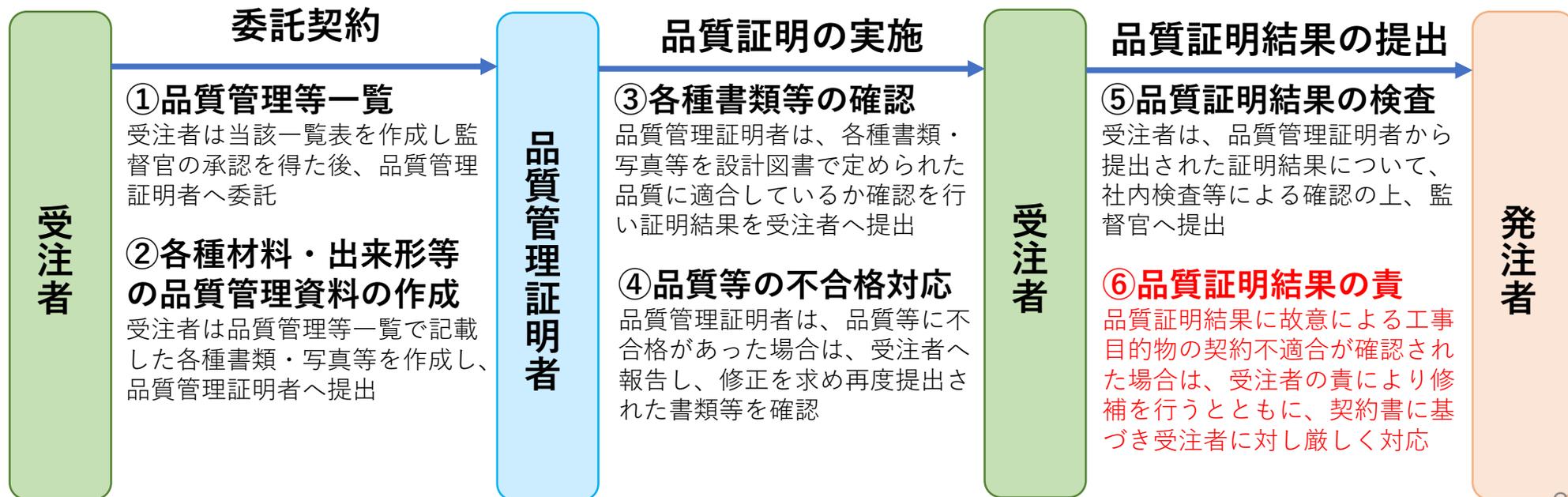
1. 設計業務の概要について
 - (1) 業務内容について
 - (2) 標準設計の適用について
2. E C I方式の設計業務の発注について
 - (1) 発注方式等について
 - (2) 共同体（J V）の構成について
 - (3) 技術協力業務との関係について
3. 設計付工事発注方式における設計業務について
 - (1) 発注方式等について
 - (2) 共同企業体（J V）の構成について
4. **官民協力による新たな品質確保体制について**
5. 最適化事業の実施体制
6. 最適化事業以外の設計業務等の見通しについて

4. 官民協力による新たな品質確保体制について

(1) 品質証明業務について

- ① 品質証明業務は、受注者以外の第三者（企業又は個人）に委託することを原則。
※ただし、第三者への委託契約が困難な場合は、発注者と協議を行い誓約書を提出させた上で受注者の品質管理部門等による実施も可とする。
- ② 会計法等の法令に基づく各種検査は、発注者が実施することから当該業務で責は負わない。
- ③ 建築士法に基づく工事監理は、受注者が実施することから当該業務には含まない。
- ④ 業務内容は、設計図書（特記仕様書、工事共通仕様書等）に定められた各種材料の品質及び出来形規定に適合しているかを確認。
- ⑤ 品質管理証明者は、専任の必要はない。また、職種毎の配置を原則とするが、各職種の資格要件等を満たす場合は、職種間の兼務も可。

(2) 品質証明業務フローについて



(3) 品質証明業務の主な業務内容

➤品質管理証明者が行う業務は、基本的には、主に机上での書類による確認を行うため、遠隔臨場や現場における確認作業は限定的

➤業務内容は以下のとおりで、業務量は1職種/棟で月1～2人、及び中間・完成検査で各職種1人程度と試算しており、1棟あたり1職種で2人/月を見込む予定。

- ✓ 施工計画書の確認：受注者が作成した品質管理計画に係る部分を確認する。
- ✓ 材料の確認：受注者が作成した資機材の仕様等に関する書類（機器承諾図、品質検査簿など）と設計図書等の仕様を見比べて間違いがないことを確認する。
- ✓ 材料試験・品質管理試験：受注者やメーカーが実施し作成した試験結果（試験証明書、規格証明書など）と設計図書等を見比べて合格していることを確認する。
- ✓ 試運転調整：受注者が実施し作成した試運転調整結果表及び状況写真などを見て完了していることを確認する。
- ✓ 出来形確認：受注者が計測し作成した出来形管理表と設計図書等を見比べて出来形が満足していることを確認する。
- ✓ 検査関係：技術検査、既済検査、完成検査に係る検査官が確認すべき書類について、これまでの証明結果を踏まえて確認する。

品質証明業務運用ガイドライン（仮称）において品質管理証明者の確認項目を明示

【建築工事の一部を抜粋】

確認ポイント
受注者の確認方法

工種	確認項目	確認ポイント	受注者の確認方法			書類等	受注者	品質管理証明者	監督官
			書類	現場	写真				
鉄筋工事	材料	種別、径等が規格を満たしているか確認。	○	○	○	規格証明書、ミルシート	実施	確認	証明結果確認
	加工及び組立て	損傷、切断、溶接、フックの有無の確認	○	○	○		実施	-	報告受け
		主要な配筋は、種類、径、数量、かぶり厚さ、間隔、相互のあき、仮置等の検査結果の確認。	○	○	○	施工図又は検査記録	実施	-	報告受け
		鉄筋の補強の確認	○	○	○	施工図又は検査記録	実施	-	報告受け
		方ズ圧接は目視及び超音波探傷試験により適切に圧接されているか確認	○	○	○	報告書	実施	-	報告受け
コンクリート工事	材料	設計基準強度、類別、セメント、骨材、水、混和材料の品質の確認	○			コンクリート材料の試験成績表	実施	確認	証明結果確認
	調合	計画調合の承諾の確認	○			計画調合表	実施	-	報告受け
	品質管理	調合の調整及び試験用の材料の採取の確認	○			計画調合表	実施	確認	証明結果確認
	運搬	工場から現場までの運搬方法、時間が適切か確認	○			コンクリート打設計画書	実施	-	報告受け
	打設	圧送、打込み、打継ぎ、養生及び打設足場、補修の良否の確認	○	○	○		実施	-	報告受け
		型枠の種類の確認		○	○		実施	-	報告受け
		コンクリート打継面、梁底等の清掃状況の確認		○	○		実施	-	報告受け
	出未形図	各部の出来型寸法が設計図を満足しているか、また、品質について、柱、壁の下部にじやんか・クラックがないことの検査結果の確認	○	○	○	検査記録	実施	確認	証明結果確認
	止水板の設置	現場施工後、不可視となる、止水板が適切に設置されているか確認		○			実施	-	報告受け
	打ち直し仕上面の処理	処理が適切に実施されているか確認		○			実施	-	報告受け
鉄骨工事	材料	材質、規格品、型状等の確認がなされているか確認	○		○	設計図書、規格証明書（ミルシート）	実施	確認	証明結果確認
	工作一般	切断及び曲げ加工の確認	○	○		承認図	実施	-	報告受け
		垂鉛めっき処理のめっき量、方法等が、適切か確認		○	○		実施	-	報告受け
	高力ボルト接合	高力ボルト締付け後の検査結果の確認	○	○	○	検査記録	実施	確認	証明結果確認
		二重ナット等で適切に接合されているか確認		○	○		実施	-	報告受け
	接合部の試験	超音波探傷試験の確認	○		○	報告書	実施	-	報告受け
	アンカーボルト	芯出し、径、型状、数量の確認	○	○		設計書	実施	-	報告受け
	建て方	建方の完了後、形状及び寸法精度を検査結果の確認		○	○	検査記録	実施	確認	証明結果確認
		下げ振りにより柱や壁の傾斜を測定		○	○		実施	-	報告受け
	錆止め塗装	下地処理、塗布量、不可視部分への塗布等が適切に施工されているか確認		○	○		実施	-	報告受け
耐火被覆	吹き付け厚、検査成績書、耐火性能の表示、品質管理方法	○	○	○		実施	確認	証明結果確認	
防水工事	材料	種類、材質は特記仕様書等により適切に決定しているか確認	○			施工計画書 納入書	実施	確認	証明結果確認
	防水層の種類、種別及び工程	特記仕様書による種別に対する工程及び使用量は適切か確認		○	○		実施	-	報告受け
	施工（下地）	床はコンクリート直均し仕上げとしているか確認		○	○		実施	-	報告受け
		立上りはコンクリート打放し仕上げB種としているか確認		○	○		実施	-	報告受け
		入隅及び出隅の仕上げは、45度に仕上げているか確認		○	○		実施	-	報告受け
	施工（張付け）	出隅、入隅及びスラブの打継箇所等の増し張りは適切に行われているか確認		○	○		実施	-	報告受け
		半端は、空隙、気泡、じわ等が生じないよう実施されているか確認		○	○		実施	-	報告受け
		継ぎ目は、100mm以上の重ね合わせられているか確認		○	○		実施	-	報告受け
	施工（塗膜防水）	ルーフトレイン、配管等のスドレッチルーフィングは300mm以上の増し張りとしているか確認	○	○	○		実施	-	報告受け
		施工順序、使用量、空隙の有無及び水勾配、塗むら等が適切に実施されているか確認	○	○	○	防水仕様書	実施	-	報告受け
保護層等の施工	保護コンクリートは溶接金網を設置し、150mm以上重ねているか確認	○	○	○		実施	-	報告受け	
	保護コンクリートの仕上げは床コンクリート直均しとし、所要の勾配に仕上げられているか確認		○	○		実施	-	報告受け	
	伸縮調整目地は外周の立上り仕上面から600mm程度、中間部は縦横3.000mm程度として設置されているか確認		○	○		実施	-	報告受け	
防水保証書	施工保証書の確認、保証期間、保証内容は適切か確認	○			施工保証書	実施	-	報告受け	
材料（シーリング）	施工部位、材質等合った材料の選定となっているか確認	○			納入書	実施	確認	証明結果確認	
施工（シーリング）	下地処理（バックアップ材）、プライマー塗布、充填の方法は適切か確認		○	○		実施	-	報告受け	
防水施工	防水層の施工の検査結果の確認	○	○	○	検査記録	実施	確認	証明結果確認	

実施者

品質管理証明者が確認を実施する項目

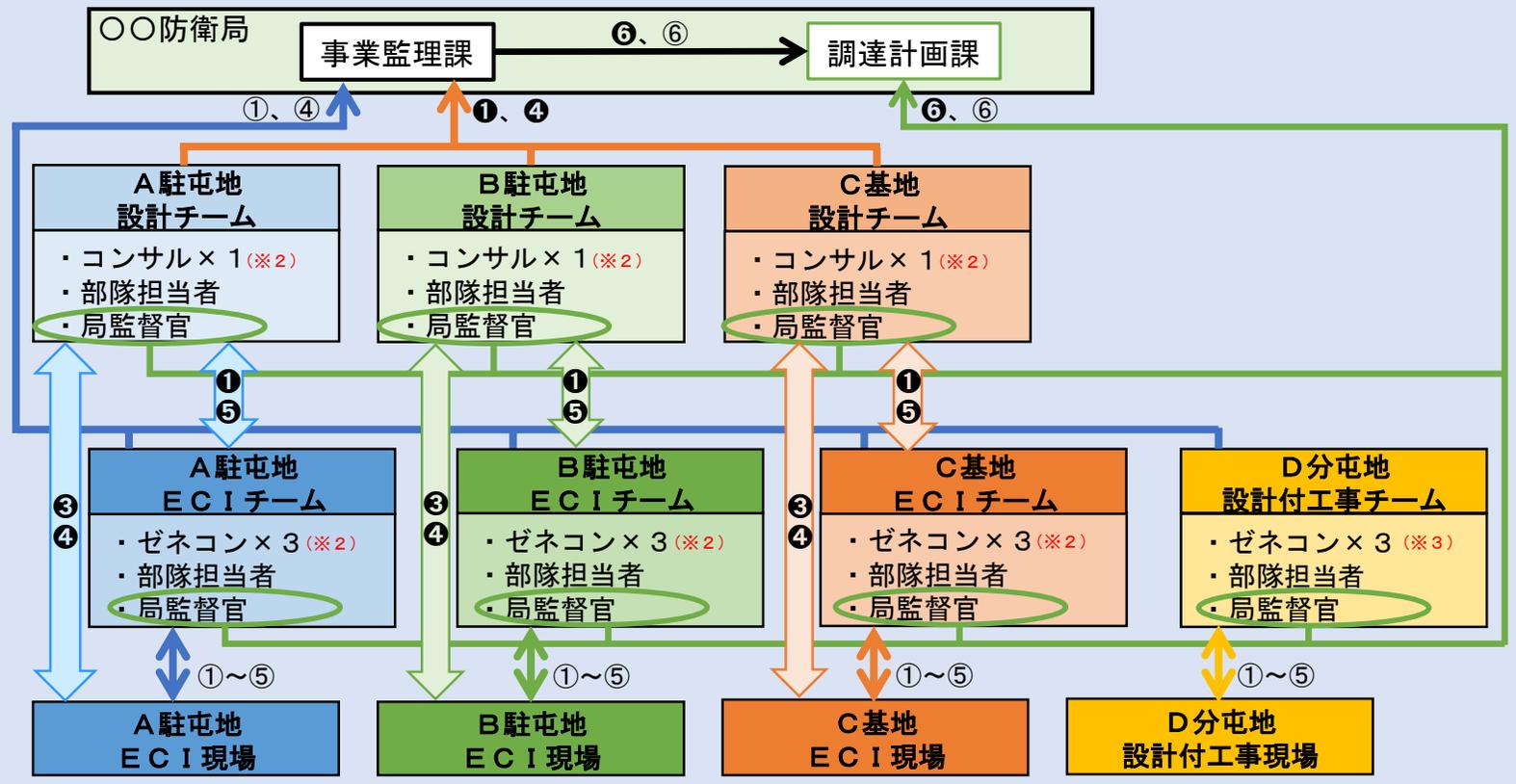
●「確認」とは、受注者から提出等される書類について、内容の適否の確認を行うことをいう
 ●「証明結果確認」とは、受注者から提出される品質証明結果を確認することをいう

1. 設計業務の概要について
 - (1) 業務内容について
 - (2) 標準設計の適用について
2. E C I方式の設計業務の発注について
 - (1) 発注方式等について
 - (2) 共同体（J V）の構成について
 - (3) 技術協力業務との関係について
3. 設計付工事発注方式における設計業務について
 - (1) 発注方式等について
 - (2) 共同企業体（J V）の構成について
4. 官民協力による新たな品質確保体制について
5. **最適化事業の実施体制**
6. 最適化事業以外の設計業務等の見通しについて

5. 最適化事業の実施体制

- ・最適化事業を継続的かつ着実に推進するため、官民一体の各地区専任チームが常駐する体制を構築
- ・各地区専任チームは、工事契約（設計着手）段階から体制を整え、各地区の事業監理を実施

建付イメージ



- (※1) 朱書き：チーム長
- (※2) 地方防衛局等に常駐ただし、設計チームとECIチームは別室で業務実施
- (※3) 地方防衛局等に常駐しないが、即応連絡体制を構築

【主な業務内容】

設計チーム

- ・ コンサル
 担当技術者^(※1)：**①**設計の工程管理・進捗報告、
③設計変更対応支援、
④予算過不足の把握・説明資料作成・報告、
⑤設計・部隊間の連絡調整
- ・ 部隊担当者：**⑤**設計・部隊間の連絡調整
- ・ 監督官：**②**技術協力、**⑥**予算調整

ECI / 設計付工事チーム

- ・ ゼネコン
 現場担当^(※1)：**①**工程管理・進捗報告（装備品、引越し時期含む）、
②現場状況の把握、**③**設計変更対応支援、
④予算過不足の把握・説明資料作成・報告、
⑤現場・部隊間の連絡調整
- ・ 予算担当：**③**設計変更対応支援、
④予算過不足の把握・説明資料作成・報告
- ・ 調整担当：**⑤**現場・部隊間の連絡調整
- ・ 部隊担当者：**⑤**現場・部隊間の連絡調整
- ・ 監督官：**⑥**予算調整

1. 設計業務の概要について
 - (1) 業務内容について
 - (2) 標準設計の適用について
2. E C I方式の設計業務の発注について
 - (1) 発注方式等について
 - (2) 共同体（J V）の構成について
 - (3) 技術協力業務との関係について
3. 設計付工事発注方式における設計業務について
 - (1) 発注方式等について
 - (2) 共同企業体（J V）の構成について
4. 官民協力による新たな品質確保体制について
5. 最適化事業の実施体制
6. 最適化事業以外の設計業務等の見通しについて

6. 最適化事業以外の設計業務等の見通しについて

(1) 令和5年度補正予算及び令和6年度概算要求における調査・設計

自衛隊施設に係る施設整備予算のうち、**最適化事業（既存施設の更新）**以外の災害対策、司令部の地下化等、部隊新編・新規装備品の導入に係る**施設整備の調査、設計費の予算額**

地方防衛局等	R 5 年度補正予算※1		R 6 年度予算 概算要求※2	
	調査	設計	調査	設計
北海道防衛局	約0.4億円	-	約4億円	約1.4億円
帯広防衛支局	約0.3億円	-	約1億円	約3億円
東北防衛局	約0.3億円	-	約5億円	約1.1億円
北関東防衛局	約0.6億円	約0.2億円	約1.6億円	約1.8億円
南関東防衛局	約4億円	約1.9億円	約6億円	約2.2億円
近畿中部防衛局	約0.2億円	-	約4億円	約1.6億円
中国四国防衛局	-	約0.5億円	約4億円	約6億円
九州防衛局	約0.1億円	-	約3.7億円	約1.6億円
熊本防衛支局	約0.2億円	-	約3億円	約1.9億円
沖縄防衛局	-	約0.1億円	約1.9億円	約4.0億円
合計	約7億円	約1.9億円	約9.9億円	約16.4億円

※1 11月29日に成立した令和5年度補正予算に計上している金額

※2 令和6年度概算要求額のうち、予算編成過程で令和5年度補正予算に計上されたものを除いた金額

意見交換 (質疑応答)

○ 今後の意見交換会に関するお問合せ先について

(議題 1)

- 防衛省整備計画局施設計画課総括企画専門官 木山
電話番号：03-3268-3111(内線20880)
E-mail：kiyamajun@ext.mod.go.jp

(議題 2・3・5・6)

- 防衛省整備計画局施設整備官付統括事業監理室長 御園
電話番号：03-3268-3111(内線36450)
E-mail：misonotad@ext.mod.go.jp

(議題 4)

- 防衛省整備計画局施設技術管理官付調整官 郷原
電話番号：03-3268-3111(内線35968)
E-mail：gouharatos@ext.mod.go.jp

アンケートで寄せられた主な意見

主な意見内容	防衛省のコメント
① 設計業務の発注方式や参加要件などについて示してほしい【18件】	<ul style="list-style-type: none"> ・ E C I方式における設計業務の発注方式、企業、配置予定技術者の参加要件等については、《本編17、18頁》において、現在の考えを示しています。
② 発注ロットについて【5件】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数地区を一括で発注するか ・ 1駐屯地1契約か ・ ボリューム感を知りたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ E C I方式における設計業務については、単体の地区又は複数の地区をまとめた総合設計（建築・設備・土木一括）での発注となります。 ・ なお、各地区の規模感については、第7回意見交換会《参考資料編11頁～25参照》において、建替及び改修の対象となる既存施設数を示しています。
③ M P作成業務の受注者に対する設計業務への関わり【10件】 <ul style="list-style-type: none"> ・ インセンティブがあるか ・ 担当地区に参加可能か ・ コンプライアンス的に問題ないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ M P作成業務の受注者に対し、その後の設計業務の受注におけるインセンティブの付与又は参加を制限するなどの考えはありません。
④ 管理技術者について【2件】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手持ち業務量の緩和 ・ 途中交代について ・ 要件緩和について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理技術者の手持ち業務量については、《本編18項》において示しているとおり、現在の「建設コンサルタント業務における手持ち業務量の制限緩和について」により、制限緩和の取組みを行っているところであり、更なる緩和について、引き続き検討して参ります。 ・ 管理技術者の途中交代については、入札参加時の配置要件等に照らし、適切な技術者であれば、変更することも認めます。
⑤ 技術協力業務との関わりについて【7件】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術協力のタイミング ・ 協力者との関与方法 ・ 採否の権限 	<ul style="list-style-type: none"> ・ E C I方式における設計業務と技術協力業務との関係については、《本編22頁～24項》において示しています。 ・ また、技術協力の採否については、発注者が判断することとなります。